

校長	教頭	教務	係	主任	担任

令和 年 月 日

志学館中等部高等部 校長様

登校許可願〔出席停止解除願〕

\_\_\_\_\_年 L・S \_\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_番

生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

【学校感染症名】 ○をつけてください

- ・新型コロナウイルス感染症 ・インフルエンザ[A型・B型・その他]
- ・感染性胃腸炎 ・百日咳 ・麻疹 ・風疹 ・水痘
- ・流行性耳下腺炎 ・流行性角結膜炎 ・咽頭結膜熱
- ・マイコプラズマ肺炎 ・溶連菌感染症 ・伝染性紅斑
- ・その他( )

受診した医療機関名 \_\_\_\_\_

上記のため欠席しておりましたが、学校保健安全法施行規則に基づき、上記疾患はほぼ治癒し、他に感染のおそれなく、通学して差し支えないため、出席停止を解除願います。なお、受診時の診療明細書(領収書)・処方薬説明書等、氏名と日付が確認できるものの写しを裏面に貼付します。

※ 学校記入欄	出席停止期間 令和 年 月 日( ) ~ 月 日( )
---------	-----------------------------

## 出席停止期間一覧

疾患名	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	・発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	○「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
	○発症日から10日を経過するまでは、登校の際マスクの着用を推奨。
インフルエンザ	・発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	・特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	・解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	・耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（3日はしか）	・発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	・すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	・主要症状が消退した後2日を経過するまで
流行性角結膜炎	・医師において感染のおそれがないと認められるまで
マイコプラズマ肺炎	・症状が改善し、全身状態のよい者は登校可
伝染性紅斑（りんご病）	・発疹のみで全身状態のよい者は登校可
溶連菌感染症	・適切な抗菌薬による治療開始後24時間を経過して、全身状態がよい者は登校可
感染性胃腸炎	・症状が改善し、全身状態のよい者は登校可